

両替機専用カードご利用規定

東京三協信用金庫

1. (両替機専用カードの発行)

両替機専用カード（以下「専用カード」という）は、当金庫がご利用者に貸与するものです。

2. (専用カードの利用)

- (1) 専用カードは、発行店の両替機のみご利用できます。
- (2) 両替機のカード挿入口に専用カードを挿入し、両替操作をしてください。
- (3) 1回あたりの両替できる数量は当金庫が定めた範囲内とします。
- (4) ご利用時間は、当金庫営業日の午前9時から午後3時までです。
- (5) 両替機の故障等により両替ができない場合は、発行店の窓口で専用カードをご提示下さい。故障時に限り、無料で両替をいたします。
- (6) 紛失等の理由により専用カードを再発行した場合、旧カードはご利用できなくなります。

3. (専用カードの紛失・盗難等)

- (1) 専用カードを紛失・盗難または損傷したときは、直ちにカード発行店にお届けください。
- (2) 専用カードの紛失・再発行に際しては、当金庫所定の手数料をいただきます。

4. (専用カードの譲渡・転貸等の禁止)

専用カードは他人に譲渡・転貸または質入れすることはできません。

5. (利用期間)

- (1) 専用カードの当初のご利用期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2) 利用者又は当金庫からの解約の申し出がない限り、この契約は1年間継続されるものとします。

6. (利用手数料)

- (1) 手数料は1年分を前払いするものとし、毎年4月20日（休日の場合は翌営業日）に、指定口座より引き落とします。なお、当初の手数料は、契約時に、契約日の属する月を1ヶ月としてその月から最初に到来する3月末日までの分を月割計算にてお支払いいただきます。
- (2) 手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。

7. (解約)

- (1) 両替機のご利用を解約する場合は、「両替機専用カード解約届」をご提出いただき、専用カードはご返却下さい。
- (2) 契約期間中に解約の手続きをとった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算にて返戻します。
- (3) 以下の場合、当金庫の都合により解約いたします。この場合、専用カードをご返却いただきます。
 - ア. ご利用手数料のお支払いがない場合
 - イ. ご利用者が専用カードを譲渡・転貸・質入れ等不正に利用した場合
 - ウ. その他、当金庫が不適当と認めた場合

8. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2024年4月22日現在)